

令和8年度

消費者行政の概要



北九州市立消費生活センター

北九州市立消費生活センター 消費者教育推進大使
「まもりん」と「みもりん」



まもりん



みもりん

消費者被害防止のために、北九州市民を見守る黄色い野うさぎのペア
「まもりん」と「みもりん」。

詐欺まがいの悪質商法に注意を呼びかけています。

野うさぎ→ノウさぎ→N o 詐欺！

も く じ

第一部 消費生活センターの概要

I	北九州市消費者行政の体系	1
II	施設案内	2
III	組織及び事務分掌	
1	組織	3
2	事務分掌	3

第二部 事業概要と事業実績（令和7年度）

I	消費生活相談	
1	消費生活相談状況	5
2	多重債務問題	11
3	消費者トラブル無料法律相談	12
4	クリーニング相談	13
5	消費生活相談員研修	14
6	消費生活情報オンラインシステムの活用	16
II	消費者教育	
1	「北九州市消費者教育推進計画」の推進	17
2	出前講座	18
3	若年者を対象とした消費者教育推進事業	19
III	消費者啓発	
1	くらしの便利講座	20
2	消費者フェスティバル2025	21
3	啓発強化月間（5月・11月）	22
4	広報紙「くらしの情報」の発行	24
5	啓発用資料の作成	25
6	啓発用グッズの作成	27
7	「あんしんサポートニュース」の配信	28
8	「SOS サポートニュース」の配信	28
9	「消費生活トラブル注意報」の配信	28
10	「わかものサポートニュース」の配信	28
11	「ホットな消費者ニュース」の配信	28
12	ホームページによる情報提供	29
13	若者向けポータルサイトによる情報提供	29
14	SNSによる情報提供	29
15	dボタン広報誌による情報提供	33
16	広報紙等による情報提供	34

Ⅳ	審議会・情報交換会	
1	北九州市消費生活審議会	35
2	北九州市消費者被害防止情報交換会	36
Ⅴ	事業者への注意・助言、啓発	
1	業種別注意・助言、啓発件数	37
2	訪問販売事業者講習会	38
Ⅵ	価格動向の調査等	
1	生活関連物資の価格動向の調査	39
2	物価情報の提供	42
Ⅶ	計量の適正化	
1	定期検査	44
2	立入検査	45
3	計量思想の普及啓発	46
4	その他の事業	46
Ⅷ	総合食料品小売センターの維持・管理	47
Ⅸ	製品事故の予防対策	48

第三部 参考資料

1	苦情上位10品目の主な事例	49
2	消費生活相談件数集計表	52
3	商品・内容別相談件数一覧表	53
4	訪問販売に関する苦情件数	56
5	北九州市消費生活条例	59
6	北九州市消費生活条例施行規則	63
7	北九州市立消費生活センター条例	67
8	北九州市立消費生活センター条例施行規則	68
9	北九州市消費者被害防止情報交換会設置要領	69
10	北九州市消費者行政の沿革	70

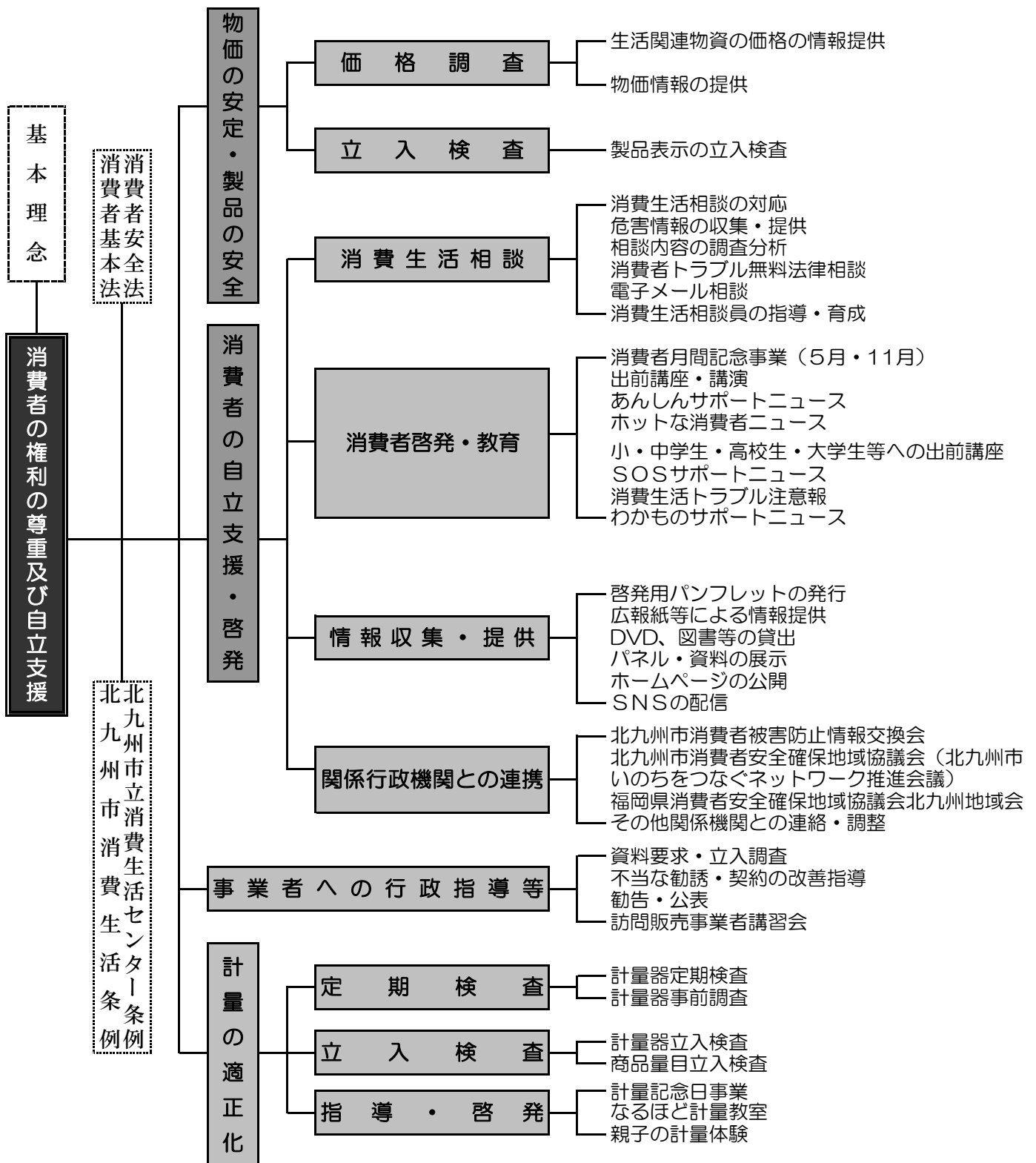
第一部

消費生活センターの概要

- I 北九州市消費者行政の体系
- II 施設案内
- III 組織及び事務分掌



I 北九州市消費者行政の体系



Ⅱ 施 設 案 内

市立消費生活センター



〒804-0067
北九州市戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた7階）

TEL 093-871-0428（事務室）
TEL 093-861-0999（相談専用）
FAX 093-871-7720

開設年月日／ 昭和46年1月11日
（現在地には平成14年10月から）

相談受付時間／ 午前9時00分～午後4時45分
（但し、毎月第3土曜日は午後1時まで）

休館日／ 日曜、祝日、年末年始
※ご相談は、まずはお電話をお願いします。

各 区 相 談 窓 口

※ 以下の区役所に消費生活相談員は常駐していません。
以下の区役所での来所による相談は、事前に電話（093-861-0999）でご相談のうえ、
来所の必要がある場合に限り、日時などを調整させていただきます。

門司相談窓口	〒801-8510	門司区清滝1-1-1（門司区役所）
小倉北相談窓口	〒803-8510	小倉北区大手町1-1（小倉北区役所）
小倉南相談窓口	〒802-8510	小倉南区若園5-1-2（小倉南区役所）
若松相談窓口	〒808-8510	若松区浜町1-1-1（若松区役所）
八幡東相談窓口	〒805-8510	八幡東区中央1-1-1（八幡東区役所）
八幡西相談窓口	〒806-8510	八幡西区黒崎3-15-3（コムシティ）

計 量 検 査 所



〒803-0805
北九州市小倉北区親和町6-2

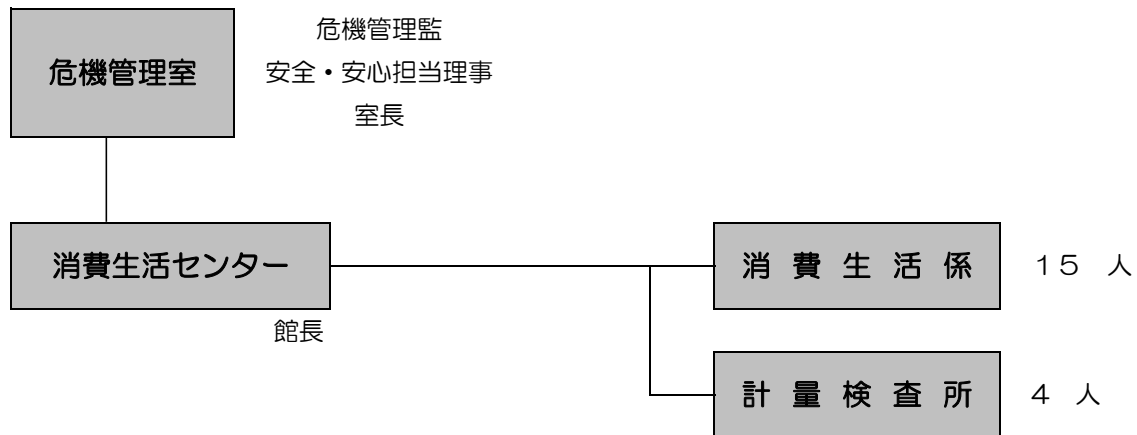
TEL 093-592-2012
FAX 093-562-7803

開設年月日／ 昭和38年2月10日
（現在地には平成10年12月から）

開所時間／ 午前8時30分～午後5時15分
休所日／ 土曜、日曜、祝日、年末年始

Ⅲ 組織及び事務分掌

1 組織（令和8年4月1日現在）



2 事務分掌

消費生活係

- ① 消費生活センターの庶務
- ② 生活関連物資対策
- ③ 家庭用品等の表示に係る立入検査等
- ④ 施設の維持管理
- ⑤ 消費生活に係る情報の収集及び提供
- ⑥ 消費者の啓発及び教育
- ⑦ 消費生活に係る相談及び苦情処理
- ⑧ 消費生活に係る事業者の指導
- ⑨ 消費者団体及び消費者リーダーの育成
- ⑩ 消費生活審議会
- ⑪ 区における消費生活相談窓口

計量検査所

- ① 所の庶務
- ② 計量器の定期検査
- ③ 計量に係る立入検査
- ④ 計量思想の普及啓発
- ⑤ その他計量の指導及び取締り

Kitakyushu
Action!

動かせ、未来。北九州市